



Title	企画趣旨説明
Author(s)	藤谷, 武史
Citation	新世代法政策学研究, 6, 83-85
Issue Date	2010-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43751
Type	other
File Information	6_83-85.pdf



企画趣旨説明

藤谷 武史

北海道大学法学研究科グローバルCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」は、2009年9月27日、科学研究費基盤A「ネットワーク社会における都市空間のガバナンス — 新たな実定法パラダイムの構築」(研究代表者・吉田克己北海道大学教授)との共催で、コンスタンツ大学ハンス＝クリスティアン・レール(Hans Christian Röhl)教授を報告者とする研究会を、学習院大学において開催した。研究会では、ドイツ行政法学の観点から行われたレール教授の主報告を承ける形で、原田大樹准教授(九州大学)と藤谷が、それぞれ日本行政法学とアメリカ行政法学の観点からの対照報告を行い、これらに基づいて、東京近辺の公法研究者を中心とした参加者も交えた活発な議論が行われた。本特集はこの研究会報告原稿を基に手直しを加えた三編の論文を収録したものである。以下、簡単に本特集に至る経緯を説明しておく。

現代社会の複雑化・多様化とグローバル化の進展に伴い、国家法・行政システムは否応なく私的主体の関与(民間化)や国家を超えたレベルでの決定に対して開かれたものとなりつつある。一方では国家法システムがもはや単独では期待される社会管理機能を担い得ないことが明らかとなり、他方では「法化」現象が示すように、法に期待される社会管理のレベルはむしろ高まっている。法および法学がこのディレンマにどう対応すべきかは、北大グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」の基底をなす問題関心であり、従って多くの法領域・政策領域に及ぶ共通の課題でもあるが、国家法システムを中心に構築されてきた行政法理論にとっては特に深刻な挑戦を突きつけるものである。行政法学が、

こうした新たな状況一本特集が「多元的システム」と呼ぶ法状況一に対応して、いかに自己変革を遂げうるかは、喫緊の課題であると言えよう。

こうした問題意識に立つとき、近年の「ヨーロッパ化」現象に対応してきたドイツの行政法学の経験は、有益な参照先として期待されることになる。かくして、シュミット＝アスマン教授門下の気鋭の行政法研究者で、欧州レベルの行政連携や国際基準設定に関する先駆的業績で知られるルール教授を招聘しての研究会を企画することとなった次第である。本企画の実現にあたっては、現在コンスタンツ大学にて在外研究中の原田准教授のご協力を得て、ルール教授との議論を重ね、問題意識の深化と共有に努めた。常にヨーロッパ化を前提とせざるを得ないドイツ行政法学の問題関心と、日本の行政法学および北大グローバルCOEの問題関心とは、重なる部分ばかりではないからである。こうした予備的な議論を通じて、国家法システムが相対化されつつある中で、国家法システムの中核に位置する法律および立法者にどの程度の期待を懸けるか、立法者の裁量を制約する層としての憲法や国際的レジームを行政法学においてどう位置づけるか、等の論点について、興味深い意見の相違が見出され、これらの点を掘り下げることが両者にとって有益な学問的交流の端緒となる、との点で意見の一致をみた。

そこで、以上の問題意識を基に、ルール教授には「多元的システム」における行政法学のあり方に関する報告（本特集）と、「相対化・グローバル化時代における国家の法律と立法者の位置づけ」に関する報告（こちらは本誌第7号（2010年7月公刊予定）に掲載予定である）をご用意頂き、2009年9月下旬～10月上旬にかけて、札幌（北海道大学）、東京（学習院大学）、神戸（神戸大学）、福岡（九州大学）で、一連の研究会を開催した。札幌では「相対化・グローバル化時代における国家の法律と立法者の位置づけ」、東京では「多元的システムにおける行政法学」、神戸と福岡では前二者の議論を踏まえた総括的な討論を行った。各地の研究会において、論文の翻訳、報告と討論の通訳の労をお執り下さった大橋洋一教授、角松生史教授、島村健准教授、人見剛教授、村上裕章教授、山本隆司教授、および研究会の設定にご助力下さった太田匡彦准教授、村西良太准教授には、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。さらに、原田准教授には、貴重な在外研究の時間を割いて、実質的な企画責任者といえるほどの多大なご

尽力を賜った。ここに改めて深甚なる謝意を表したい。

なお一点補足すると、本特集のタイトルは「多元的システムにおける行政法学」であり、他方でルール論文のタイトルの和訳は「多層型システムにおける行政法学」となっているが、これは誤訳ではない。ドイツ語の Mehrebenen-system は「多層型システム」と訳すのがより適切であり、ルール教授もその意味でこの語を用いている。しかし、国家法・行政システムの相対化現象の全体像を把握しようとする本特集の問題意識からすれば、国家法システムが担ってきた公的任務が国際機構や自治組織のレベルへと垂直的に分化していく「多層化」のみならず、私人による公的任務の分担や双方向的な規範形成・執行過程という「複線化」をも包摂し、さらにガバナンス論の示唆する統治のネットワーク性・非中心性をも視野に収めうる「多元的システム」の語こそ相応しい、との判断で原田准教授と藤谷が一致し、このようなタイトルを選択した次第である（原田論文における「多元的システム」の定義（本誌118頁）も参照されたい）。もちろんこの点は、「多元的システム」という語の選択に顕れた本特集の問題設定の妥当性ともあわせて、読者諸賢の検証と批判に晒されるべきものである。本特集が日本の行政法学にとって喫緊の課題（と我々が信じるもの）についての活発な議論を喚起する一助となれば、企画者としてこれに勝る喜びはない。